

《 利用者負担額 基準額表 》

3号認定（保育料）

※令和元（2019）年10月より適用

階層区分		徴収金額（月額） （単位：円）	
階層	定義	3号認定	
		保育標準時間	保育短時間
第1	生活保護世帯	0	0
第2	市町村民税非課税世帯	0	0
第3	市町村民税所得割合算額 48,600円未満	14,000	13,000
第4	市町村民税所得割合算額 48,600円以上57,700円未満	22,000	21,000
第5	市町村民税所得割合算額 57,700円以上77,101円未満	22,000	21,000
第6	市町村民税所得割合算額 77,101円以上97,000円未満	22,000	21,000
第7	市町村民税所得割合算額 97,000円以上169,000円未満	32,000	31,000
第8	市町村民税所得割合算額 169,000円以上301,000円未満	43,000	42,000
第9	市町村民税所得割合算額 301,000円以上	50,000	49,000

備考

- 同時に保育施設、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、児童心理治療施設等へ入所又は児童デイサービスを利用しているお子さんが2人いる場合は、下の子が利用者負担額の半額となり、3人以上いる場合は、下の3人目以降の子が0円となります。なお、第3子以降については、同時入所でなくても申請をすることにより免除を受けられる場合があります。
- 徴収金額における認定区分は、年度当初の初日の前日を基準とします。

2号認定（副食費）

上記利用者負担額基準額表 階層区分	第1子 ・ 第2子 <small>（兄・姉の年齢に 関係なく）</small>	第3子以降	
		<u>未就学の兄弟姉妹の中で 数えて3番目以降の場合 （国基準3子）</u>	<u>左記以外かつ高校生以下の兄弟姉妹 の中で数えて3番目以降の場合 （町基準3子）※₃</u>
第1～5	免除 （上限なし）	免除（上限なし）	免除（上限なし）
第6～9	実費徴収	免除（上限なし）	免除 （上限月額4,500円）

※₃ 上のお子さんが高校生以上でも、学生（大学院生まで）の場合は免除を受けられる場合があります。